県章

三重県公報

平成９年７月29日(火)
第 877 号
毎週火・金曜日発行

課長　調整監　主幹　主査

目　　次

告　　示
○ 三重県農業経営近代化資金利子補給基準の一部改正……（農林水産政策課）１
○ 三重県漁業近代化資金利子補給基準の一部改正……（　同　）１
○ 都市計画の変更及びその関係図書の縦覧……（都市住宅計画課）２
○ 証紙売りさばき所の所在地を変更する旨の届出……（出　納　局）２
公　　告
○ 第二種大規模小売店舗に関する公示……（商工振興課）２
○ 土地改良事業の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧……（農地整備課）２
○ 公共測量を実施する旨の通知……（公共用地課）３

告　　示

三重県告示第958号

三重県農業経営近代化資金利子補給基準（平成８年三重県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成９年７月１日から適用する。ただし、平成９年６月30日までに利子補給契約書の定めにより利子補給の承諾を行っている農業経営近代化資金については、なお従前の例による。

平成９年７月29日

三重県知事　北　川　正　恭

第１の表第１号の項から第７号の項までの規定中「年1.5%」を「年1.65%」に、「年0.5%」を「年0.55%」に改め、同表第８号及び第９号の項中「年1.85%」を「年2.15%」に、「年0.85%」を「年1.05%」に改め、同表第10号の項中「年2.1%」を「年2.55%」に改め、同表第11号の項中「年1.5%」を「年1.65%」に改める。

第２の表第２号の項中「年0.0%」を「年0.15%」に改める。

第３中「「年1.5%」とあるのは「年1.6%」」を「「年1.65%」とあるのは「年1.75%」」に、「「年0.5%」とあるのは「年0.6%」」を「「年0.55%」とあるのは「年0.65%」」に改める。

三重県告示第959号

三重県漁業近代化資金利子補給基準（平成８年三重県告示第422号）の一部を次のように改正し、平成９年７月１日から適用する。ただし、平成９年６月30日までに利子補給契約書の定めにより利子補給の承諾を行っている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成９年７月29日

三重県知事　北　川　正　恭

第１の表第１号の項(1)中「年1.5%」を「年1.65%」に、「年1.3%」を「年1.45%」に改め、同項(2)中「年1.3%」を「年1.65%」に、「年1.1%」を「年1.45%」に改め、同表第２号の項から第７号の項までの規定中「年1.5%」を「年1.65%」に、「年1.3%」を「年1.45%」に、「年0.5%」を「年0.55%」に改め、同表第８号の項中「年1.6%」を「年1.75%」に、「年1.4%」を「年1.55%」に改め、同表第９号の項中「年1.6%」を「年1.75%」に、「年0.6%」を「年0.65%」に改め、同表第10号の項中「年1.5%」を「年1.65%」に、「年1.3%」を「年1.45%」に改める。

第２の表中「年0.5%」を「年0.55%」に、「年0.7%」を「年0.85%」に、「年0.0%」を「年0.15%」に改める。

第３中「「1.5%」とあるのは「1.6%」」を「「1.65%」とあるのは「1.75%」」に、「「1.3%」とあるのは「1.4%」」を「「1.45%」とあるのは「1.55%」」に、「「1.4%」とあるのは「1.5%」」を「「1.55%」とあるのは「1.65%」」に、「「0.5%」とあるのは「0.6%」」を「「0.55%」とあるのは「0.65%」」に、「「1.6%」とあるのは「1.7%」」を

「「1.75％」とあるのは「1.85％」」に、「「0.6％」とあるのは「0.7％」」を「「0.65％」とあるのは「0.75％」」に改める。

第４中「年2.5％」を「年2.65％」に改める。

三重県告示第960号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成９年７月29日

三重県知事　北　川　正　恭

1　都市計画の種類
　桑名都市計画道路
　　３・４・９号蛎塚益生線
2　都市計画を定める土地の区域
　都市計画の図書において表示する。
3　縦覧場所
　三重県土木部都市住宅計画課

三重県告示第961号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第５条第１項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成９年７月29日

三重県知事　北　川　正　恭

証紙の売りさばき所の名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
一志東部農業協同組合　中川支店	一志郡嬉野町中川1064－２	一志郡嬉野町中川72－１	平成９年７月７日

公　告

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第３条第２項の規定により公示する。

平成９年７月29日

三重県知事　北　川　正　恭

1　届出者の名称
　株式会社丸八
2　建物の名称及び所在地
　とれたて市場生鮮マーケット・デリス松阪店

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の３第５項において準用する同法第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、阿児町営土地改良事業計画（団体営農村総合整備事業立神地区区画整理）の変更は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成９年７月29日

三重県知事　北　川　正　恭

1　縦覧に供する書類の名称
(1)　土地改良事業計画書の写し
(2)　条例の写し
2　縦覧の期間
　平成９年７月29日から同年８月18日まで

3　縦覧の場所
　阿児町役場

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨、鈴鹿市長から通知があった。

平成９年７月29日

三重県知事　北　川　正　恭

1　作業種類
　集落排水事業に伴う地形測量
2　作業期間
　平成９年８月５日から平成10年１月30日まで
3　作業地域
　鈴鹿市広瀬町地内

毎週火、金曜日発行
購読料（送料共）　1 箇 月　2,700円
1 箇 年　32,400円

平成 9 年 7 月29日印刷発行
津 市 広 明 町 13 番 地
三　重　県
印刷　三重県総務部行政管理課